

平成 2 7 年度 第 2 回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成 2 8 年 2 月 5 日（金） 生駒市役所 3 階 3 0 2 会議室		
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸		
	事務局	今井企画財政部長・上村契約検査課長・西田契約検査課課長補佐・山本検査係長・澁谷契約係主査	
	抽出案件 説明 担当課	総務課	奥村課長・山本総務係長
		教育総務課	真銅課長・藤本課長補佐
		都市計画課	北田課長・浜田計画係長
営繕課		稲垣課長・田中営繕係長・井上営繕係主査・千葉営繕係主査	
審議対象期間	平成 2 7 年 6 月 1 日 ～ 平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日		
抽出案件	総件数 5 件	（備考） 期間内入札等件数 一般競争入札 1 0 1 件 指名競争入札 0 件 随意契約 1 0 件	
一般競争入札	4 件		
指名競争入札	0 件		
随意契約	1 件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり		
委員会による意見具申又は勧告の内容			

質 問	回 答
1－(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について 今回の随意契約の予定価格に対する契約金額の率はこれまでと変わらない率ですか。 市でも予定価格を設定されていると思いますが、契約金額を決める際の契約プロセスはどうしていますか。普通なら高くなると思うのですが、低くなるのはどうしてですか。	平成27年6月1日から平成27年11月30日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。 前は、77.99%なのでかなり今回は低いです。 随意契約相手と出来るだけ安く契約できるように値段交渉し、契約金額を決めています。例えば監理業務の随意契約などは、先に詳細設計業務の入札を行っているので、その落札率を1つの目標として、担当者が値段交渉を行っています。
1－(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について ●抽出案件1(庁舎耐震改修等工事：一般競争入札：総務課)について 金額が大きい案件にも関わらず、応札者数が2者しかありませんが、少ない原因は何が考えられますか。 耐震改修だけでなく、他の工事も含まれていますか。 一括発注するのが適当であるという判断ですか。太陽光発電設備は違うように思います。 庁舎において、この改修工事とは別に残っている工事はあるのですか。 こういう大きい改修工事の場合は、一括発注が原則なのですか。それとも分離発注もあるものなのですか。 個別で発注するものなどで、例えばトイレ改修だけだったりする場合は、随意契約で行うことが多いのですか。 ●抽出案件2(桜ヶ丘小学校老朽化対策工事(南棟・屋内運動場)：一般競争入札：教育総務課)について	各抽出案件について、一般競争入札における参加資格設定理由、選定理由及び工事概要を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。 建築一式工事になりますが、大型案件になりますと過去3年で、2億5千万円以上の案件が8件で、その平均応札者数は2.9者で、現状の社会情勢もあり、応札者が少ない状況にあります。また、今回の工事は業務をしながらの工事となりますので、かなり難易度が高い工事だったことも少なくなった原因の1つだと考えています。 老朽化した設備の改修もあり、例えばトイレの洋式化や東側通路のスロープ改修、照明のLED化や太陽光発電設備の設置も行います。 1つの建物ですので、個々で発注するより、一括発注することで、金額も安価で済み、期間も短縮できると考えます。太陽光発電設備は屋上防水をする必要もあるので、それと合わせて行います。 この改修工事を行う前に、エレベータや熱源機の改修などを年度ごとに改修してきましたので、大きなものについては、今回の改修でほぼ終了となります。 分離発注すると調整が大変ですので、一括発注しています。 個別で熱源機などを改修していますが、その場合は専門業者に対して入札を行っています。

質 問	回 答
先ほどの案件と同様で、3件の応札者となっていますが、同じ理由ですか。	建築一式工事については、同じ理由になります。
何年も前から同じ状況ですが、現在もその傾向が続いているのですか。	現在も同じ状況が続いています。
落札業者は、本小学校を建設した業者ですか。また、所在地はどこになりますか。	建設した業者ではなかったと思います。所在地は奈良市になります。
この工事は国の補助金は入っていましたか。入っていたら事業費のどれくらいですか。	国の補助金は入っています。補助金として、通常は対象経費の3分の1と、国が単価設定して計算した金額の3分の1の低い方が補助金となるので、実際は3分の1より少ない補助金となります。ただ本工事は国のモデル事業に選定されていますので、対象経費の3分の1とほぼ同じ補助金がもらえるので、通常よりも有利になっています。その代わり、住民を交えたワークショップなどを行っています。
こちらも太陽光発電がありますが、出来た電力は全て売電するのですか。	大きい太陽光発電設備を設置した場合は、余剰売電しか認められないんですが、一定規模まででしたら全量売電は認められています。この桜ヶ丘小学校に設置した太陽光発電設備は、30KWの発電量でそれほど大きいものではありませんので、全量売電となります。
売電する方が利益があるのですか。	売る電気代と買う電気代を比べたら、売る電気代の方が少しだけ高く売れますので、若干利益がありますが、それよりも学校での環境教育に利用するのがメインとなります。
住民を交えたワークショップというのは、こういうのを利用した環境学習講座などを行ったのですか。	ここでは長寿命化が一番のメインとなっていますので、そういう省エネの部分も含めて、出来るだけ長く校舎を持たすための工事の検討がメインのモデル事業です。
桜ヶ丘小学校はいつ建ったのですか。それと耐震改修はもう終わっているのですか。	昭和56年に建っており、耐震改修は既に終わっています。
契約金額が増額変更されていますが、どのような内容変更があったのですか。	理科室や図書室の家具の追加購入と外壁改修箇所が当初よりも箇所数が増えたことと、地元要望によりガードマンの人数を増やしたことが、増額変更した主な理由です。
庁内での契約変更の手続きはどのようにしていますか。	契約相手方と協議を行い、打ち合わせ簿などを交わしまして、それから必要な所まで決裁を取っています。また、変更がありましたらその都度、決裁を取っていくようにしています。一般的に工事は必ず変更が出てきますので、重要でない、大きく変わらない変更等については、国交省に倣って、工期末にまとめて変更を行いますが、変更があった時点で、工事打ち合わせ簿を交わすようにしています。この案件の場合は、市長の専決として、議会に報告をしています。
この案件の場合は、大きい変更になるのですか。	内容によると思いますが、大きく工法や構造を変えた場合等です。国交省では契約金額の2割までは軽微な変更とされています。

質 問	回 答
家具が金額的に大きかったのですか。 なぜ増額変更にこだわるかという、1、2年前に奈良市において、増額変更で不正なやりとりがあったという報道がありました。とりあえずこの金額で落札しておいてもらって、後で増額変更を行って、利益供与を行うという事例でした。制度的にはこういうリスクが起こるので、増額する場合の契約変更の手続きというものをちゃんとしておかないとそういう問題が起こりうると思います。ですので質問させていただきました。 追加ということは、当初の設計では含まれていなかったと思いますが、どうして含まれてなかったのですか。予見できないものなんですか。 設計変更というのは、結構あるものなんですか。 一定の金額や金額率などで、大幅な設計変更がある場合に別途、資料を提出いただいて、入札監視委員会でチェックするというのはいかがですか。事務局の資料準備の手間はかかりますか。 次回の入札監視委員会で、事務局から、全体を説明していただいて、それに対して検討すべきことがあれば意見等をもらいまして、委員会で今後、どうしていくかを協議して進めていきたいと思っています。 ●抽出案件3((仮称)生駒北小中学校一貫校施設整備工事:一般競争入札:教育総務課)について この案件を選定したのは先の案件と同じで応札者4者と少ないことと、庁舎耐震改修等工事と同じ応札業者が2者あること。また、今回、随意契約案件で抽出した(仮称)生駒北小中一貫校施設整備工事監理業務と関連性があると思われたので選定しました。 庁舎耐震改修等工事と同じ業者が落札していますが、工期が重複していても大丈夫なんですか。	家具の追加は大きかったです。ただ、家具の追加購入ですので、工法や構造を変えた訳ではないので、軽微な変更になると考えます。 その点はちゃんと手続きできるようにしています。 理科室等の家具については、今あるものを使おうということで当初の設計に入らなかったのですが、実際に工事改修を行っていく中で、予想以上に傷んでいるのが分かりましたのと、今回の改修後、改めて家具を購入するとなると余計なコストもかかりますので、今回の工事中のタイミングに購入するのが適当であると判断して追加しました。また、外壁改修については、足場を組んで目視したところ、実際は当初より改修箇所が多かったということで致し方ないかと考えています。 工事の設計変更で増額や減額も含めて、全体の6、7割はあると思います。 平成27年度の変更契約状況を示させていただいて、その上でもう少し踏み込んだものを提出させていただくか、その中から議案で提出している案件を何点か用意させていただき、どのくらいまでチェックしていただけるかをご審議いただければと思います。まもなく平成27年度も終わりますので、まずは終わった時点で平成27年度変更契約状況を、分かる範囲で資料を作って、委員の皆様にもメールにて送信させていただきます。 現在は、中学校を解体しているところですが、大丈夫だと思います。

質 問	回 答
今後、公共施設の新設等で解体工事が全国的に増えてくると予想され、国も補助金や起債措置も有利なものを出す予定をしていますが、その場合、今でさえ、業者の応札が少ない状況を考えますと、将来、それに対してどのように対応していくかというは考えていますか。	現在、全ての業者を対象にしていますので、正直、これ以上一般競争入札では掘げられないのが現状です。過去、設計業務で非常に応札者が少なくなった際は、横浜市は指名競争入札を復活させた事例があります。しかしながら、金額の大きい工事案件などには難しいのではないかと考えています。本市でも以前、市立病院建設工事の入札では一度、不調に終わっていますし、一昨年ぐらいは、他の自治体でも不調が続いている事例が見られます。ですので、今回のように4者でも応札者があったのは良かったのではないかと考えています。
指名するとなかなか断りにくので、お付き合いでも応札しないといけないという所があるのですか。	業者にとってはそういうプレッシャーはあるかと思います。
この案件で、何か変更が生じそうな事案はあるのですか。工期は上手くいっていますか。	1つだけ、地元要望で、工事の進入路を確保するために、入り口を作ったのがあります。それ以外は大きな変更は今のところありません。工期は順調に進んでいます。
この案件では校門等の外構工事の周辺工事は入っていますか。	外構工事も入っています。ただ、校舎の分については入っていますが、プールや体育館の改修工事は来年度以降に別途、入札をし、工事を行う予定です。
生駒北小学校はどうなるのですか。	今の予定では、小学校を解体し、近くにある北俣保育園と高山幼稚園を統合して、子ども園化する施設を作るのと、給食センターを建設する予定です。
地元から小学校が無くなるのに反対はありませんでしたか。	地元からは色々のご意見をいただきましたので、地元の方などに入ってもらいまして、懇話会や、その後、準備会議を続けさせてもらい、地元の方やいろんな関係者の方のご意見を聞きながら、進めさせていただきました。
住民の方との話し合いをしておられるいうことは、かなり時間がかかったのではありませんか。	元々、この構想が出たのは平成24年度でして、それから懇話会や準備会議を立ち上げました。現在も会議は続けています。
他に小中一貫校の建設を検討していますか。	現時点では考えていません。
●抽出案件4((仮称)生駒北小中一貫校施設整備工事監理業務:随意契約:教育総務課)について	
契約金額は予定価格の約半額になっていますが、どういう経緯でそうなったのか教えてください。	元々の設計業務の予定価格に対する契約金額の率が49.7%でしたので、その率を基に、それよりも低い率で出来ないか、業者と交渉した結果、49.58%の率の24,624,000円となりました。
設計業務については入札を行ったのですか。	設計業務については、プロポーザルで業者選定しています。

質 問	回 答
予定価格(設計金額)については、どういう風に決められたのですか。本体価格を基準とした算定方法になるのですか。	設計金額については、国土交通省設計基準に基づいて算定しており、本体の用途と規模で金額が算定されます。それから、補足となりますが、平成26年6月26日付けの「建築工事監理業務の委託方針」において、この時から建設工事の監理業務については、実施設計業務と一括発注すると変更しています。ただ、経過措置として、実施設計業務を発注済みで、工事監理業務を今後、発注する場合、工事監理業務は定めた条件を満たせば、当該設計受注者に随意契約できるようにしています。例えば、先ほどもお話していますが、工事監理業務の契約額が、工事監理業務の予定価格に当該設計業務の請負率を乗じた額以下であることなどとなっており、この案件もそれに基づいて決定しています。
昨年度から一括発注しているのですね。	そうです。それまでは別々で契約していたんですが、やはり同じ業者であるというのであれば、一括で入札やプロポーザルする方がいいのではないかとしました。設計業務はするけど、監理業務はいらないとか、また、設計業務の請負率では契約できないということが出てくると困ってしまうという理由からです。
それは国の方針ですか。	いいえ、市の方針です。経過措置として、今回のように随意契約を行っていますが、今後、翌年度にまたがる場合は、債務負担行為を組む必要がありますが、一括発注で行っていきます。今年度は既に3件、発注済みとなっています。
今回の随意契約は経過措置ということですね。	経過措置というよりも替える前のやり方になります。
●抽出案件5(学研高山地区第2工区土地鑑定評価業務:一般競争入札:都市計画課)について	
目的に土地取得等の検討を行うための参考にするためとありますが、これは何の価格を算定してもらおうとしているのですか。	土地の正常価格になります。生駒市が購入するかどうかの1つの判断材料とするために鑑定評価を実施しました。
こういう場合は、鑑定評価は必要なのですか。	行政が財産を取得する場合は、説明責任を果たすためにも鑑定評価は必要であると考えています。
よほどの理由がある場合だと思いますが、鑑定評価が出てきたときにその鑑定評価より高い金額で購入した事例というのは今までにあるのですか。	過去の事例をについて全てを把握していませんが、基本的には鑑定評価金額よりも低い金額での購入になります。
生駒市では2者の鑑定評価をとった事はあるのですか。	生駒市ではありません。今回、初めて2者鑑定を依頼するのも考慮して、補正予算で2者の鑑定評価業務委託分を確保していました。
落札業者はどこの業者になりますか。	大阪の業者になります。
まだ鑑定評価は出てないのですか。	今月22日が履行期限となっています。
1-(3) 入札参加停止措置の運用状況について	平成27年6月1日から11月30日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。
前回よりも件数は少ないですか。	前は9件でしたので、若干少ないです。

質 問	回 答
1-(4)-① 入札参加資格における地域要件の設定及び発注標準の改正について この改正はいつから行うのですか。 市内業者はこういう方向になるのはご存知なんですか。 議会は賛成なんですか。 この前も議論してましたが、かつては落札率が上振れしてたので、競争性を発揮して落札率を下げないといけないということで、市内本店だけでは少なくて競争性が発揮出来ないのでも市外業者を入れることで落札率を下げてきました。でも今は、逆に最低制限価格に張り付く状況で、競争性は発揮しているが、あとはくじでの運任せになるので、市外業者が取っていく場合があるので、市内本店業者としては、不公平感を持っているということですね。 方向性として、別に入札制度だけでなく、自治体間でできることなら広域で連携していきなさいという流れになってきていて、国も連携すれば補助金等も出す方向になってきているので、本当は自治体間で連携を模索していくことが必要だと思います。それが内に入っていくとこれからの自治体のあり方の方向性に逆行するのではないかと考えます。ただこの問題だけを考えますと市内支店をはずすという理屈は十分理解はできると思います。これは市の方針として、決定されたものですね。 希望としてはこの間の流れもありますので、入札制度改革だけではありませんが、引き続き自治体間で広域連携ができるような取組みを続けていって欲しいと思います。また、かつての地域要件というものが絶対的にならように、条件を付けるにしても、競争性を阻害しない形で配慮しながら行うのがいいのではないかと思います。	入札参加資格における地域要件の設定及び発注標準の改正について、具体的に改正点を報告し、ご意見をいただきました。 新しい登録業者もありますので、平成28年5月頃から試行的に行う予定です。1年前から試行するのは、平成29年・30年度、2年間の建設工事の本申請受付を平成28年度中に行うため、平成29年度からいきなり変えるのではなく、本申請の登録前に、どの業種に登録するかを考えていただく期間を設けるためです。 市内本店、支店業者に対して通知を出す予定をしています。まだ詳しくは知らないと思います。この改正内容については、前回もご説明させていただいて、市内本店の地域要件はどうかというご意見もいただいておりますが、今の設定だと、市外の業者が支店を出すだけで、入札参加が出来ることになり、市内本店業者としては不公平感を持っています。今後、入札監視委員会において、競争性が阻害されているかどうかのチェックをお願いしながらこの改正内容でやっていこうと考えています。 この改正は議会の議決事項になるわけではなく、議員の皆さんに賛成、反対という意思表示の確認をする予定はありません。第5次生駒市総合計画後期基本計画の市内事業者の活性化にも配慮という見直しの部分では見ていただいています。 われわれも同じ金額で落札されるのであれば、市内業者に落札して欲しいと考えるのですが、こちらも市内支店を入れたいきさつも承知していますが、他市も相互乗り入れという形で、本市と同じように、市内本・支店を含めていただければ良いのですが、実現はなかなかできないので、1度、市内本店のみに戻してみてもいいのではないかと考えています。 そうです。 業種は色々あるのですが、この業種に限定しているのは、競争性が発揮できるからと考えています。今後、運用した後の確認もやっていく必要があると思っています。

質 問	回 答
他の業種に登録している業者からは、なぜこの業種だけするのか、不公平感だと文句は出ないのですか。	他業種は、市内本店の絶対数が少ないので難しいと思います。
このような要望は以前からあったと思いますが、今なら市に要望したら聞いてもらえるのではないかと。そういう空気が怖いと思います。市内本店でも十分に競争性が発揮できている説明ができるようにしておいた方がいいと思います。	この件については、次回の会議ではまだ分からないかもしれませんが、この部分についての状況等を報告させていただきたいと思います。
1－(4)－② 最低制限価格制度について	本市の最低制限価格について、ご説明し、今後の最低制限価格の設定基準について、ご意見をいただきました。
以前の仕事がないとき、利潤はないけれども受注して補填しようと最低制限価格に張り付くという状況があって、それはやりすぎだろうと最低制限価格を引き上げていったということだと思います。生駒市でも業者に話を聞いて、やりすぎだろうと最低制限価格を引き上げた経緯がありました。あのときの水準がどこなのかということだと思います。普通の業者が頑張って仕事をもらえる金額がどこなのかということが大事だと思うのですが。	あの時、生駒市では61年式という一番古いモデルを使用していました。当時は土木工事は70%を切るぐらいの状態でした。そのとき、委員の皆様に業者の話を聞いてもらい、その当時で大体80%が妥当であるということで、生駒市で独自の算定式を作ったのですが、それがたまたま後で国の算定された20年モデルと同等であったと思います。聞き取り調査後、国の算定モデルが同等であったのを見ると、国の公契連モデルは実勢を反映しているのではないかと思います。ただ、市としては金額が上がりますので、その点での兼ね合いが難しいと思います。
今の話でいくと最新の公契連モデルに合わせるべきであるということになりますね。	労務単価や設計金額が上がってきていますので、比率から言えば、80%ならずとも80%でもいいのではないとも言えるとの理屈もあります。ですので、元の設計金額自体も現に上がっていますので、最低制限価格の率を引き上げる根拠は何なのかとなってきます。
いつまで平成20年モデルでいくかどうかだと思いますが、現に最低制限価格で張り付いているのを見ると、平成20年モデルを継続したら何か問題があるのですか。	そこが説明の難しいところで、業者はこの金額で取っていますから、一般の人から見たら取っているじゃないかと思われそうです。じゃあ、そのままでいいのではないかといわれる可能性があります。しかしながら、業者としては国の基準を市の都合で新しくしたり、しなかったりしていると不満に思っていますので、制度的に、国が改訂したらすぐには難しいとしても2、3年後には改訂するというのは致し方ないのではないかと思います。
もうひとつ気になることは、先ほどの地域要件や発注標準と重なる部分でもありますので、こちらも変更するととなると悩ましいところがありますね。	すぐに変更するというのはなかなか難しいところですが、いずれどこかで検討する必要があると思います。ですので事前に皆さんのご意見をいただいて、今後の参考にしたいと思っています。
不当に安くしているという実情があるのであれば、話は別ですが、そうでなければ、上げないでいけばかなり大きな金額が削減できますよね。もし上げるとしたら、平成25年モデルになるのですか。さすがに平成21年モデルでは古いから有り得ませんね。	いきなり上げると市の負担もありますので、徐々に上げていくというのとも考えられます。

質 問	回 答
地域要件も一部改正するのだから、平成20年モデルを利用する市町村が生駒市が最後になるぐらい頑張ってもらってもいいのではないですか。まだ、他の市町村も利用していて、少数派ではないと思います。	平成20年モデルを使っているということでは、まだ少数派ではないですが、他の市などでは、最低制限価格に張り付いていません。生駒市は競争性がある、張り付かないと取れないという所があって、一概には少数派ではないとはいいいくところですが。この件については、また今後、ご意見をいただきたいと思っています。
引き上げるのは慎重に行きましょうというのが、皆さんの意見だと思います。特に地域要件の設定を改正しますので、通常、一斉にいくのはまずいと思いますので、段階的に進めていくという意味で、最低制限価格については慎重にしておいて、地域要件の方からまずは様子を見ていくというのでいいのではないかと思います。	
1-(4)-③ 予定価格等事後公表の試行結果について	予定価格等事後公表の試行結果について、報告し、ご意見をいただきました。
結果を見ていたら、建築で不落だった学校関連工事は困ったのではないですか。学校関連工事を対象からはずしても良かったのではないですか。	建築工事となると学校関連工事ぐらいしかありません。不落にしても通常は、最低制限価格未満だったらまだわかるのですが、全ての業者が予定価格以上になっており、事前公表で入札したとしても、範囲内での応札があるかどうかかわからないと思います。
事後公表の場合、応札者の数は傾向的にどうなですか。	事後公表の方が、応札者数は少し減ります。ただ、最低制限価格のみ事後公表した場合はほとんど変わりません。
事後公表の方が落札率は高くなるのですか。	それはまず高くなります。
最低制限価格のモデルを変えて高くするよりは、事後公表にした方が自然に思ったのですが、いかがですか。	事後公表にすると建築工事の不落がありますし、土木工事については、どちらにしても張り付きになると思います。というのは積算ソフトが非常に進化してまして、PDFで設計図書を出しているのですが、それをそのまま読み込んだら自動的に積算するソフトが売られていると聞いています。それを使えばほぼ分かるようです。また、工事に関する開示請求も100件を超えていて、生駒市が出している工事の6割が開示請求されているので、設計内容が分かっている状態です。以前にもお話していましたように、業者が積算して、自分の所でしたらこの金額という形で応札されるのならいいのですが。事後公表では、若干ですが、落札額も上がることや不調・不落が発生するのを勘案した結果、事後公表は実施しないという判断をしております。
事後公表のデメリットはなんですか。	落札率が高くなるということと、不落になることがあるということ。それから、積算力のある者に落札が集中することだと思います。
そこまで技術が進んでくると、入札の理念そのものが成立しないことになります。端的にいうと私たちでも応札できますね。	積算ソフトを買ってもらえればできると思います。
積算ソフトはある程度適正な価格を算出しているので、それに頼るのはおかしくはないと思いますが。	

質 問	回 答
では、事後公表の試行を行った結果、事後公表のメリットは感じられないので、事後公表は当面見合わせるということをお願いします。また、見合わせた後も、逐次チェックだけはお願いしたいと思います 1－(5) その他 3 案件抽出委員(当番委員)の指名について 4 次回開催日について	特になし。 生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2号に基づき、松山委員に決定しました。 次回の開催は、森委員長が1年間海外へ行かれることとなり、何度か日本に戻られる日程(平成28年7月前半予定)に合わせて定例会議を行うことに決まりました。